

## 令和7年度森林環境保全整備事業入札説明書

群馬森林管理署の令和7年度似乎手萱地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年3月31日

2 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 野畠直城

(2) 契約担当官

分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 野畠直城

3 事業概要

(1) 入札番号 1

(2) 事業名 令和7年度似乎手萱地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）

(3) 事業場所 群馬県高崎市倉渕町水沼字水沼国有林 208 よ林小班外

(4) 事業内容 面積 33.98ha 伐倒 8,519m<sup>3</sup> 素材生産 5,800m<sup>3</sup>

(詳細は別途示す仕様書等による)

(入札公告7の配付資料等からダウンロードすることができる。)

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

(6) 本事業は入札説明書で示す要求要件を技術提案書に基づき、事業実施の確実性、安全性、費用等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の事業である。

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格の「物品の製造(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づきA、B等級に格付けされる者であること。ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき、A、B又はC等級に格付けされる者であること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格を有するとともにこれらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。また、共同事業体の等級は代表者となる構成員の等級によることから、当該代表者の等級がこの公告に係る入札の競争参加資格として示された等級と合致すること。

- (4) 令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関東・甲信越」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成 21 年 4 月 1 日以降の過去 15 年間に完了した、本事業と同種の事業である「素材生産（伐採系森林整備を含む）」を実施した実績を有すること。ただし、本公告の属する年度の前年度及び前々年度の過去 2 年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の過去 2 年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。  
共同事業体の場合は、当該共同事業体として受けた事業成績評定の他に、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績評定についても含めること。
- (7) 本事業に配置を予定する現場代理人にあっては、入札参加者が直接雇用する者であるとともに、同種の事業である「素材生産（伐採系森林整備を含む）」に 3 年以上にわたり従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 本事業の実施に必要な資格等（作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育終了者（令和 2 年 8 月 1 日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること）、林業架線作業主任者免許所有者（林業架線集材を行う場合）、車両系建設機械運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、はい作業主任者技能講習修了者、伐木機械等の運転業務特別教育修了者、簡易架線集材装置等の運転業務特別教育修了者、走行集材機械の運転業務特別教育修了者等）を有している者を配置できること。
- (9) 競争参加資格確認申請書及び総合評価落札方式に係る技術提案書（以下併せて「申請書」という。）並びに競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。  
ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。  
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合  
イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方











## 9 入札及び開札の日時及び場所等

### (1) 入札執行の場所

群馬森林管理署 会議室（関東森林管理局 1階）

### (2) 入札の日時等

#### ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年5月15日午前8時30分から令和7年5月19日午前10時34分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

#### イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年5月19日午前10時30分までに(1)の場所に入札書及び競争参加資格確認通知書の写しを持参し、令和7年5月19日午前10時35分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記5(2)イの受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和7年5月16日午後4時00分までに到着したものに限る。入札書の日付は令和7年5月19日とすること。ただし、開札の結果不落となつた場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

### (3) 開札の日時等

#### ア 令和7年5月19日午前10時35分

イ 開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

### (4) 再度入札

開札の結果、落札の条件を満たした入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する入札者で、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機、紙入札による入札者は入札書を持参すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

なお、再度入札において、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

### (5) 入札執行回数

入札執行回数は原則2回とし、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

## 10 入札方法等

(1) 紙入札方式による参加の場合は、入札書を封筒に入れて封緘の上、商号又は名称、住所、あて名を記載し「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と記載する。また、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と朱書きして提出すること。電送による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 個々の入札物件の第1回目の入札に際し、入札書とともに事業費内訳書を提出すること。事業費内訳書の様式は自由であるが、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものとする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (5) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (6) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除  
(2) 契約保証金： 免除

#### 12 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。  
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参、郵送又は電子メール（入札日の前日までに到達するものに限る。）により契約担当官等に提出して行う。  
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

#### 13 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別途示す入札閲覧書類及び関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。  
なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法  
ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。  
なお、落札の条件は、次のとおりとする。  
(ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。  
(イ) 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。  
ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めたときは、入札

価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者の中評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

#### 15 調査基準価格を下回った場合の措置（低入札調査）

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、この調査に協力すべきものとする。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

#### 16 契約書の作成等

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく別途示す契約書（案）により、契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印、または電子調達システムによる電子契約での契約締結をしなければ本契約は確定しないものとする。

#### 17 支払条件

前金払等の支払条件は別途示す契約書案によるものとする。

#### 18 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(2)イの受付場所と同じ。

#### 19 事業成績評定の実施

請負契約の金額が、1,000万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知）」に基づき成績評定を実施するものとする。

なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合、様式5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。なお、具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

## 20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、4(7)及び(8)について、確認資料に記載した配置予定の現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される請負契約約款、入札心得については、  
5(2)イの受付場所において受領すること。なお、それぞれ関東森林管理局ホームページの「契約約款等」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>、「入札・見積心得」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>からダウンロードすることもできる。
- (5) 入札公告、入札説明書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。
- ア 「過去1年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から入札公告3(3)に掲げる提出期限までとする。
- イ 「過去2年間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から入札公告3(3)に掲げる提出期限までとする。ただし、入札公告2(6)、本入札説明書4(6)、5(5)エ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領中における「本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間」とは、前年度（4月1日から3月31日まで）及び前々年度（4月1日から3月31日まで）であり、入札公告に掲げる期限までではない。
- ウ 「過去3年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた3年前の4月1日から入札公告3(3)に掲げる提出期限までとする。
- エ 「過去10年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から入札公告3(3)に掲げる提出期限までとする。
- オ 「過去15年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から入札公告3(3)に掲げる提出期限までとする。
- カ 「過去1年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までとする。
- キ 「過去2年度間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までとする。
- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 別添 1

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 【別添2】

### 電子メールによる競争参加資格確認申請等における留意事項

1. 電子メールによる競争参加資格確認申請等にあたっては、誤送信防止のためメールアドレスに誤りがないか送信前に十分にご確認の上、期間に余裕をもったご提出をお願いします。また、電子メール送信後は入札公告4(1)に送信した旨の電話連絡をお願いします。

2. 競争参加資格確認申請書類はPDFファイル形式によりご提出ください。

なお、受信可能なファイルサイズが7MB以下であることから、これを超える場合は、大容量ファイル送信サービス（セキュリティの都合上PrimeDriveに限定されます。）の利用等によりご提出ください。

上記による対応が困難な場合は、紙による提出とし、入札説明書5(2)イの受付場所に、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書等と併せて提出して下さい。

3. 電子メールの件名は以下のとおりとします。

[○月○日公告・生産又は造林・入札番号○番・申請者名]

記載例

・4月1日公告・造林・入札番号1番・○○林業(株)

・5月1日公告・生産・入札番号2番・○○協同組合

※一貫作業の場合は「生産」として取り扱うこととします。